

【宇和島市中小企業者等応援事業】 ～ 補助金が交付されるまでの流れ ～

(申請前) 事前相談

補助金の交付を受けようという方は、**補助金の対象者に該当するか確認いたします**ので、担当までお問い合わせください。

申請者

宇和島市役所

1

補助金の
交付申請書 を提出

事前相談後、補助金の交付対象者であることの確認が取れば、必要な書類を揃えて補助金の「**交付申請書**」を提出してください。

2

補助金の
交付決定通知書 を発行

交付申請書により対象経費を確認し、**1週間程度**で補助金の「**交付決定通知書**」を発行します。

3

(事業着手)
事業着手届 を提出

補助金の交付決定通知書を受け取った後、事業を実施し、「**着手届**」を提出してください。

※ 事業の着手は、補助金の「**交付決定通知書**」を受け取った後に実施してください。
交付決定前に事業に着手すると補助金の対象とできなくなります。

4

(事業完了)
事業完了届 を提出

補助金の対象経費に係る全ての支払い等が完了すれば、「**完了届**」を提出してください。



5

事業の
実績報告書 を提出

完了した事業の実績について、対象経費の支払いが分かる領収書、写真等を添えて「**実績報告書**」を提出してください。

6

補助金の
確定通知書 を発行

実績報告書により事業の内容、対象経費の支払い実績を審査後、「**確定通知書**」を発行します。

7

確定した補助金額について
請求書 を提出

補助金額の確定通知書を受け取った後、「**請求書**」を提出してください。

8

補助金交付

請求書の提出後、**1ヶ月程度**で補助金が支払われます。